

練習問題(6)

1. (多岐選択式) 最高裁の違憲判決として正しくないものを選んでください。

- A) 公職選挙法における議員定数配分の対人口比不均衡
- B) 障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止
- C) 非嫡出子の国籍取得制限
- D) 刑法の尊属殺重罰規定

解説 正解はB)。他の選択肢はすべて違憲判決。

2. (多岐選択式) 私人間効力の間接適用説を援用した判決として正しくないものを選んでください。

- A) 学生運動を行っていた者の本採用を拒否した会社側の決定を無効とした判決
- B) 郵便局職員が選挙ポスターを公営掲示板に掲示した行為につき、公務員の政治活動の禁止は表現の自由の制限には当たらないとした判決
- C) 女性の結婚退職制を民法90条に反し、無効とした判決
- D) 定年年齢に男女5年の差を設けた就業規則を、民法90条により無効とした判決

解説 正解はB)。Bは私人間効力が争点となった事件ではない。

3. (空所補充・短答) 企業や大学、その他の法人、団体などの規律問題については司法審査が及ばないとする考え方がある。この考え方を()という。

解説 正解は「部分社会の法理」

4. (空所補充・短答) 大学には在學生を規律する包括的機能があるという理由から、最高裁は()事件の判決で、学内で政治署名運動を行った學生を退學処分としたことは適法であると判断した。

解説 正解は「昭和女子大」

5. (正誤問題)以下の命題の正誤を判断し、その理由を述べてください。

憲法は私人間の関係について直接規律の対象とするものではないが、たとえば個人の尊厳と両性の平等という基本的な憲法価値は、民法上の基本価値となって私人間に効力を及ぼしていると考えられることも可能である。この考え方を間接適用説という。

解説 正答。憲法は私人間効力をもたないが、他の法律等を通じて憲法規定の価値が私人間にも及ぶとする間接適用説についての説明である。